

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	笠岡市民応援商品券事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の消費下支えを通じた支援を図るため、また市内事業者の支援を図るため、商品券を配付する。 ②③事務費 5,340 換金手数料 21,000 封入配送委託料 12,000 商品券 420,000(@10,000円×42,000人) ④令和8年2月1日現在笠岡市内に住所を有する市民	R8.3	R8.3
2	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	離島航路燃料価格高騰対策支援事業	①原油価格の高騰で離島定期航路運行事業者の経営が圧迫されていることから、航行用燃料に要する経費の一部を補助し、圧迫の緩和を行う。 ②笠岡諸島において定期航路(国の補助対象航路分は除く。)を運行する事業者の、直近事業年度の通年分の航行用燃料に要する燃油高騰分に係る費用についての補助金 ③・フェリー事業者 4,400千円 積算:(運航距離16.68km/日×寄港便数8.0便/日×寄港日数365日)×92.9円/L(R5-R6A重油単価平均)÷0.2km/L(燃費)×9%(補助率:R4-R6A重油上昇率)≒2,200千円×2社 ・旅客船事業者 1,100千円 (運航距離13.05km/日×2,980回×92.9円/L(R5-R6A重油単価平均)÷0.3km/L(燃費)×9%(補助率:R4-R6A重油上昇率)≒1,100千円×1社 ④フェリー事業者 2社 旅客船事業者 1社	R7.4	R8.3
3	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域交通燃料価格高騰対策支援事業	①燃料価格の高騰で地域交通事業者の経営が圧迫されていることから、燃料に要する経費の一部を補助し、圧迫の緩和を行う。 ②主に笠岡市内において、地域交通を担う事業者の、直近事業年度の通年分の事業用燃油高騰分に係る費用についての補助金 ③・陸上タクシー 1,740千円 ガソリン車1台あたり 365千円×7%(R5-R6ガソリン上昇率)×14台 ≒364 LPガス車 1台あたり 271千円×18%(R5-R6LPG上昇率)×28台 ≒1,372千円 ・海上タクシー 4,000千円 4,500千円(R5)×1.05%=4,725(R6)…ア 4,500(R5)÷1.04%=4,327(R4)…イ ア=イ=398≒400千円 補助金額/1隻 400千円×10隻=4,000千円 ・バス 1,400千円 軽油107% (R4→R6伸び率) 37,055千円(R6燃料費 107%上昇加味) -34,631千円(R4燃料費)×19/35(笠岡分台数)=1,316≒1,400 ④陸上タクシー 5社 海上タクシー 5社 バス 1社	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	自動車急発進防止装置整備費補助金	①高齢運転者の交通事故が多発する中、事故防止等の対策は重要であると考え、対策に係る機器の設置については物価高騰下で購入控えが危惧されることから、後付けペダル踏み間違い急発進防止装置の購入及び自らの乗用車への設置に要する費用の一部を補助することで、当該機器の購入を促進し、経済的負担を軽減するとともに高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を図る。 ②自らの乗用車に自動車急発進防止装置を購入及び設置するのに要する経費 ③@100千円×10件 ④市内に住所を有し、かつ、申請時に満65歳に達している者	R7.4	R8.3
5	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電等買替促進補助金(国の令和6年度補正予算分)	①物価高騰により影響を受けている家庭の光熱費に対する負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的とし、国の令和6年度補正予算による物価高騰対策重点支援地方交付金を活用して、省エネ性能の高い家電等(エアコンほか10品目)の買い替えに係る費用の一部を助成する。 ②補助金 事務費(消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、配送委託料、派遣委託料) ③補助金 @50千円×280件=14,000千円、事務費:275千円(消耗品50千円、通信運搬費50千円、印刷製本費50千円、配送委託料25千円、派遣委託料100千円) ④省エネ家電等(エアコンほか10品目)を買い替えた市民	R7.7	R8.1
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食材料費支援補助金	①給食用物資における物価高騰の状況下において、副食材料費の物価上昇相当分を私立保育所等に補助する。(職員分を除く) ②③園児一人につき副食材料費に対する物価上昇相当分 保育部分 5,606千円 教育部分 234千円 ④私立保育所、私立認定こども園、事業所内保育所	R7.4	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食材料費高騰対策事業	①物価高騰の影響下においても、公立認定こども園の子どもたちに栄養バランスの取れた給食献立を提供できる環境を整える。(職員分を除く) ②③園児一人につき副食材料費に対する物価上昇相当分 保育部分 1,884千円 教育部分 250千円 ④公立認定こども園	R7.4	R8.3
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	外灯設置事業補助金	①自治会等が所有する道路照明等のLED化を推進することで、高騰する電気代の負担軽減を図る。 ②公衆街路灯のLED化改修等を行う町内会等の団体や個人に対して経費の一部を補助する。上記費用の50%を補助 LED:13千円/灯(改修単価:26千円/灯) ③負担金補助及び交付金 4,823千円(371灯×13千円) 委託料 130千円(事務を担う笠岡都市照明委員会への委託費) 通信運搬費 5千円 需用費 22千円 旅費 20千円 ④公衆街路灯の改修等を行う町内会等の団体や個人	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰対策支援事業	①輸入配合飼料の高騰により収益減している畜産農家に対し、購入飼料費の一部の支援を行い、安定した農業経営基盤の構築を図る。 ②乳牛 : 1,500円/頭 肉牛(肥育) : 1,100円/頭 肉牛(繁殖) : 600円/頭 養鶏 : 11円/羽 ③補助額: 20,230千円 乳牛 : 5,389頭×1,500円/頭 肉牛(肥育) : 5,321頭×1,100円/頭 肉牛(繁殖) : 147頭×600円/頭 養鶏 : 563,607羽×11円/羽 合計 20,224千円≒20,230千円 ④市内の畜産農家	R7.4	R7.9
10	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	燃料価格高騰対策支援事業	①令和4年10月以降の燃料価格の高騰の影響を受けた漁業経営者に対し、漁船用燃油に要する経費の一部助成し、事業の持続性を図る。 ②対象期間中(令和6年10月～令和7年1月)の漁業操業に係る燃料費高騰相当額(セーフティネットR6第3四半期補填金)×1/2【上限1,000千円】 ③補助額: 2,220千円 @15.34円/L × 1/2 × 280,000L(想定購入数量)≒2,148千円 手数料: ((982円×1/2)+440円)×70件≒66千円 ④市内の漁業協同組合の正組合員	R7.4	R8.3
11	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等省エネ機器更新支援補助金	①市内の工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を更新し、省エネ化するための必要な経費に対し、補助金を交付することにより、エネルギー価格の高騰の影響を受ける中小企業者・小規模企業者を支援するもの。中小企業者等のエネルギー価格高騰の影響の緩和、コスト削減、省エネ化に寄与する。 ②省エネ機器更新支援補助金、役務費(交付決定通知書及び確定通知書の通信運搬費) ③補助金: 500千円×48事業者≒24,000千円、通信運搬費: 110円×48事業者×2回≒11千円、その他事務費 147千円 ④ ・対象者: 中小企業者・小規模企業者 (1) 笠岡市内に事業所を有する者 (2) 令和7年12月5日までに省エネ設備・機器の購入、設置、支払、実績報告が完了できる者 (3) 今後も事業を継続する意思がある者 ・対象設備・機器: LED照明設備、空調機器、冷凍・冷蔵庫 更新前と比較し、設備・機器1台(LED照明設備の場合は一式)ごとに5%以上の省エネルギー効果が見込まれるもの 更新する対象設備・機器に係る補助対象経費の合計金額は300千円以上(税抜) ・対象経費: LED照明設備、空調機器、冷凍・冷蔵庫の購入費、運搬費及び設置工事費に係る経費 ・補助金の額: 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額 (上限500千円、下限100千円)	R7.5	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材費補助金	①物価高騰の影響下においても子どもたちの心身の健康を保持・増進できる安全安心で栄養バランスの取れた給食献立を提供できるよう、学校給食会計へ物価上昇相当分の食材費を補助し、保護者の経済的負担軽減を図る。 ②給食費のうち物価上昇相当額 ③補助額 8,549,340円(20円/食) ・小学校: 20円×1,406人×196日=5,511,520円 ・中学校: 20円×787人×193日=3,037,820円 ④市内の小中学校に通う子どもをもつ保護者(教職員は対象外)	R7.4	R8.3
13	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	学校給食センターエネルギー価格高騰対策支援事業	①学校給食センターの高圧受電施設用エネルギー価格について、契約上の物価変動指数では補えない高騰分との差額を支援し、事業の安定した運営を図る。 ②事業契約として受取る電気料金相当額と現状の電気料金との差額 ③(34.87円(現状を反映した1食当たりの電気料金)-24.35円(1食当たりの契約金額))×610,350食(予定食数)×1.1=7,062,970円≒7,060千円 ④学校給食施設(給食費の減免、無償化事業ではなく、教職員の給食費も含まれていない。) https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/13/46571.html	R7.9	R8.3
14	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電等買替促進補助金(国の令和7年度予備費分)	①物価高騰により影響を受けている家庭の光熱費に対する負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的とし、国の令和7年度予備費による物価高騰対策重点支援地方交付金を活用して、省エネ性能の高い家電等(エアコンほか10品目)の買い替えに係る費用の一部を助成する。 ②補助金、事務費(消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、配送委託料、派遣委託料) ③補助金: @50千円×270件=13,500千円、事務費: 655千円(消耗品費55千円、通信運搬費100千円、派遣委託料500千円) ④省エネ家電等(エアコンほか10品目)を買い替えた市民	R7.7	R8.1
15	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育料・副食費補助金	①物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の生活を支援するため、保育所、認定こども園等の3歳未満の保育料と、3歳以上の副食費を、5か月間無償化する。 ②保育料及び副食費 ③【公立】 保育料: 3,336千円 対象者23人(3号) 副食費: 450千円 対象者30人(1号) @3,000×30人×5か月 1,755千円 対象者30人(2号) @4,500×78人×5か月 【私立】 保育料: 13,744千円 対象者83人(3号) 副食費: 6,983千円 対象者30人(1・2号) @4,900×285人×5か月 事務費12千円(通信運搬費5千円、消耗品費7千円) ④笠岡市在住かつ認可保育施設に入園している児童(国、県の制度で保護者負担がない児童を除く)	R7.11	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
16	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	地区集会所施設整備費補助金	①地区集会所の照明・空調設備を省エネ化するために必要な経費を補助することで、電気料金の高騰の影響を受ける住民自治組織を支援するとともに、省エネ家電等の導入を促進することで二酸化炭素排出削減を進め、脱炭素社会の実現に寄与する。 ②住民自治組織が負担する地区集会所施設整備費の一部を補助する。 補助対象：照明のLED化、省エネ性能の高い空調の新設・更新にかかる工事実費 補助率：1/2 ③工事実費640千円(過年度実績)×補助率1/2×20件=6,400千円 ④住民自治組織	R7.10	R8.3
17	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	かき養殖事業継続支援事業	①養殖かきの大量へい死を受け、価格が高騰している次期カキ生産に向けた種苗購入費の一部及びカキ殻等を活用した底質改善に係る費用を補助することで、かき養殖事業の継続を支援する。 ②次期カキ生産に向けた種苗購入費の一部補助及び底質改善に係る費用の補助 ③種苗購入補助 2,400千円(補助率1/10、上限1,000千円) 漁場環境整備・底質改善器具100千円×6=600千円 ④かき養殖事業者及び漁業連絡協議会	R8.3	R8.3
18	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	島しょ部観光支援事業	①物価高騰の影響が広がる中で、笠岡諸島への来訪に伴う船賃負担が行動の制約要因となっている可能性があるため、船賃を無料化し、島しょ部観光への誘導を行うとともに観光客の来訪動向を検証し、今後の島しょ部観光振興につなげる。 ②事業費 7,700 観光協会への委託料 (内訳)運賃支援分 6,590 観光協会事務費 1,110 ③【三洋汽船】佐柳本浦航路 普通船1,550、高速船 750 飛島六島航路 990 【フェリー】大福丸 1,800、金風呂丸 1,500 【観光協会事務費】 1,110 ④対象者：定期船、フェリー利用者(定期券利用客は除く) 対象航路：住吉港発着の定期船、伏越港発着のフェリー	R8.3	R8.3

【別紙様式】 特定事業者支援事業に関する公表様式

岡山県笠岡市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施します。			
事業名	学校給食センターエネルギー価格高騰対策支援事業		
総事業費 (千円)	7,060千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	7,060千円
事業概要	<p>①目的 学校給食センターで使用する高圧受電施設用エネルギー価格について、契約上の物価変動指数では補えない高騰分との差額を支援し、事業の安定した運営を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 事業契約として受取る電気料金相当額と現状の電気料金との差額分 現状を反映した電気料金 34.87円/食・・・ア 契約上の電気料金 24.35円/食・・・イ 予定食数 610,350食・・・ウ 交付金を充当する金額 7,062,970円（（ア－イ）×ウ×1.1）の内、 7,060,000円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 株式会社 笠岡給食PFIサービス 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 ・選定理由 笠岡市の学校給食業務の受託業者であること ・選定方法 申請の内容が適正であると認められるもの</p> <p>④期待される効果 学校給食事業の円滑な運営が図られる。</p>		
物価高の克服（経済対策）との関係	笠岡市の給食事業については、岡山県の公表する岡山市の物価指数を基に1食当たりの電気料金を契約しているが、この指数は家庭用の電気料金が反映しており、高圧受電の電気料金が反映されていないため、業務運営に支障をきたしている。今回の事業により、電気料金の高騰による事業への支障を軽減できるものである。		